第14号様式（第８条関係）
（その1）

※収支報告書は提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

鳥取県選管 受 8.4.-3 受付

収　支　報　告　書

県団体用

1 令和　7　年分

（ふりがな）　りっけんみんしゅとうとっとりけんだい１くそうしぶ

2 政治団体の名称　立憲民主党鳥取県第１区総支部

〒　６８０－０９０５

3 主たる事務所の所在地　鳥取県鳥取市賀露町128番地２

4 代表者の氏名　興治英夫

5 会計責任者の氏名　坂野経三郎

事務担当者の氏名　岩本光恵

（電話）　０８５７－３０－４７８１

（FAX）　０８５７－３０－４７８２

（メール）

受付	審査	入力
4/3 下-141	⑤	4/20

政治団体の区分　※必ずどれか該当する区分に☑すること。

- □ 政党
- □ 政治資金団体
- ☑ 政党の支部
- □ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- □ その他の政治団体
- □ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

鳥取県内

資金管理団体の指定の有無
※必ずどちらか該当する方に☑すること。

□ 有　☑ 無

以下、「有」の場合に記載すること。

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
※国会議員関係政治団体に該当する場合のみ☑すること。

- □ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- □ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間
※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

年　月　日から

年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当又は非該当になった場合のみ記入。

令和　7　年 1 月 1 日から

令和　7　年 4 月 8 日から

※この頁は収支が0円であっても提出すること

(その2)

収　支　の　状　況

A収入総額、B支出総額、C翌年への繰越額のすべてが「０円」の場合は右に☑すること。（下のA～Cは記入不要）　☐

（注）A収入総額、B支出総額、C翌年への繰越額のうち一つでも０円でない場合は、必ず下のA～Cについて記入すること。

項目	金額	項目	金額
A 収入総額 (1)～(2)の計	2,084,426	B 支出総額 1～2の計	1,357,248
(1) 前年からの繰越額	1,468,782	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	123,451
(2) 本年の収入額 1～6の計	615,644	(1) 人件費	0
1 個人の負担する党費又は会費	114,000	(2) 光熱水費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	１１４人	(3) 備品・消耗品費	12,133
2 寄附 (1)～(2)の計	500,000	(4) 事務所費	111,318
(1) 寄附の区分 ア～ウの計	500,000	2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	1,233,797
ア 個人からの寄附	500,000	(1) 組織活動費	870,414
(うち特定寄附)	0	(2) 選挙関係費	329,430
イ 法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア～エの計	33,953
ウ 政治団体からの寄附	0	ア 機関紙誌の発行事業費	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	イ 宣伝事業費	33,953
(2) 政党匿名寄附	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	エ その他の事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)(1000万円以上の政治資金パーティー)	0	(4) 調査研究費	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)(1パーティーで1人２０万円超の支払)	0	(5) 寄附・交付金	0
(3) ((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	0	(6) その他の経費	0
4 借入金	0	備考	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0		
6 その他の収入 (1)～(2)の計	1,644		
(1) 10万円未満のものの計	1,644		
(2) 10万円以上のものの計	0	C 翌年への繰越額 (A－B)	727,178

※この頁は収支が0円であっても提出すること

（その7）

（1，2，3のいずれかに○をつけること）

(7)　寄附の内訳			寄附者の区分	(1.個人)　2.法人・その他の団体　3.政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
坂野経三郎	500,000	R7.12.24	鳥取県鳥取市西町５丁目１０４番地１	鳥取県議会議員	
この頁の小計	500,000				
その他の寄附	0				
合計	500,000				

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載すること。

（注２）同一本部・支部（選管へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載すること。

（その6）

(6)　その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	1,644	
合　　計	1,644	

（注）１件１０万円以上の収入は個別に記載し、１０万円未満の収入は一括して「１件１０万円未満のもの」欄に記載すること。

（その14）

（1，2，3のいずれかに○をつけること）
↓

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1.光熱水費	(2.備品・消耗品費)	3.事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考	
この頁の小計	0					
その他の支出	12,133					
合計	12,133					

（注1）資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注2）国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。

（その14）

（1，2，3のいずれかに○をつけること）
↓

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1.光熱水費 2.備品・消耗品費 (3.事務所費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
政治資金監査報酬	100,000	R7.4.17	登録政治資金監査人 税理士　木天昌明	鳥取県倉吉市上井町１丁目１５３	
この頁の小計	100,000				
その他の支出	11,318				
合計	111,318				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	☑ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3．ア 機関紙誌の発行事業費 ☐ 3．イ 宣伝事業費 ☐ 3．ウ 政治資金パーティー開催事業費	☐ 3．エ その他の事業費 ☐ 4 調査研究費 ☐ 5 寄附・交付金 ☐ 6 その他の経費	項目別区分小分類	（ 会 議 費 ）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	237,990
合　　計	237,990

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注３）項目別区分小分類ごとに別葉にすること。項目別区分小分類は、組織活動費であれば「大会費」、機関紙誌の発行事業費であれば「印刷費」、選挙関係費であれば「陣中見舞」など項目別区分の具体的内容を記載すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	☑ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3．ア 機関紙誌の発行事業費 ☐ 3．イ 宣伝事業費 ☐ 3．ウ 政治資金パーティー開催事業費	☐ 3．エ その他の事業費 ☐ 4 調査研究費 ☐ 5 寄附・交付金 ☐ 6 その他の経費	項目別区分小分類	（ 行 事 費 ）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務用品（タックシール）	10,780	R7.3.5	スイコー株式会社	鳥取県倉吉市山根６４５番地２	

この頁の小計	10,780
その他の支出	20,910
合　　計	31,690

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注３）項目別区分小分類ごとに別葉にすること。項目別区分小分類は、組織活動費であれば「大会費」、機関紙誌の発行事業費であれば「印刷費」、選挙関係費であれば「陣中見舞」など項目別区分の具体的内容を記載すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	☑ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3．ア 機関紙誌の発行事業費 ☐ 3．イ 宣伝事業費 ☐ 3．ウ 政治資金パーティー開催事業費	☐ 3．エ その他の事業費 ☐ 4 調査研究費 ☐ 5 寄附・交付金 ☐ 6 その他の経費	項目別区分小分類	（ 旅費交通費 ）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
宿泊代	12,725	R7.1.19	株式会社一休	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー10階	
〃	12,200	R7.1.20	〃	〃	
レンタカー代	18,450	R7.1.20	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	
宿泊代	14,700	R7.1.27	株式会社一休	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー10階	
〃	15,000	R7.2.10	〃	〃	
往復航空券代	61,400	R7.10.15	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋１－５－２ 汐留シティセンター	
〃	81,000	R7.12.20	〃	〃	

この頁の小計	215,475
その他の支出	345,259
合計	560,734

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注３）項目別区分小分類ごとに別葉にすること。項目別区分小分類は、組織活動費であれば「大会費」、機関紙誌の発行事業費であれば「印刷費」、選挙関係費であれば「陣中見舞」など項目別区分の具体的内容を記載すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	☑ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3．ア 機関紙誌の発行事業費 ☐ 3．イ 宣伝事業費 ☐ 3．ウ 政治資金パーティー開催事業費	☐ 3．エ その他の事業費 ☐ 4 調査研究費 ☐ 5 寄附・交付金 ☐ 6 その他の経費	項目別区分小分類	（ 渉 外 費 ）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	40,000
合　　計	40,000

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注３）項目別区分小分類ごとに別葉にすること。項目別区分小分類は、組織活動費であれば「大会費」、機関紙誌の発行事業費であれば「印刷費」、選挙関係費であれば「陣中見舞」など項目別区分の具体的内容を記載すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	☐ 1 組織活動費 ☑ 2 選挙関係費 ☐ 3．ア 機関紙誌の発行事業費 ☐ 3．イ 宣伝事業費 ☐ 3．ウ 政治資金パーティー開催事業費 ☐ 3．エ その他の事業費 ☐ 4 調査研究費 ☐ 5 寄附・交付金 ☐ 6 その他の経費	項目別区分小分類	（ 選挙対策費 ）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
往復航空券代	70,740	R7.1.30	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋１－５－２ 汐留シティセンター	
〃	74,380	R7.4.16	〃	〃	
〃	65,490	R7.5.25	〃	〃	
〃	63,010	R7.6.10	〃	〃	

この頁の小計	273,620
その他の支出	55,810
合計	329,430

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注３）項目別区分小分類ごとに別葉にすること。項目別区分小分類は、組織活動費であれば「大会費」、機関紙誌の発行事業費であれば「印刷費」、選挙関係費であれば「陣中見舞」など項目別区分の具体的内容を記載すること。

（その15）

↓該当する項目に必ず☑すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	□ 1 組織活動費 □ 2 選挙関係費 □ 3．ア 機関紙誌の発行事業費 ☑ 3．イ 宣伝事業費 □ 3．ウ 政治資金パーティー開催事業費 □ 3．エ その他の事業費 □ 4 調査研究費 □ 5 寄附・交付金 □ 6 その他の経費	項目別区分小分類	（ 宣伝広告費 ）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	33,953
合計	33,953

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。
（注３）項目別区分小分類ごとに別葉にすること。項目別区分小分類は、組織活動費であれば「大会費」、機関紙誌の発行事業費であれば「印刷費」、選挙関係費であれば「陣中見舞」など項目別区分の具体的内容を記載すること。

（その17）　　資　産　等　の　状　況

※ア～シのすべてが「無」の場合は右に☑すること。（下のア～シは記入不要）	☑

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	□	
イ　建物	□	□	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	□	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	□	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	□	
カ　金銭信託	□	□	
キ　有価証券	□	□	
ク　出資による権利	□	□	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	□	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	□	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	□	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	□	

※この頁は収支が0円であっても提出すること

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

(1) 領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

(3) 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　3　月　31　日

政治団体の名称　　立憲民主党鳥取県第１区総支部

会計責任者の氏名　　坂　野　経　三　郎　　㊞

※この欄は政治団体を解散する場合にのみ記載すること。

代表者の氏名　　㊞

↑解散する年の収支報告書にのみ記載すること。

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄の押印を省略する場合は、会計責任者本人が署名する場合を除き、会計責任者の本人確認書類を提示し、又は提出すること。なお、この場合に会計責任者の代理人がこの報告書を提出する場合は、委任状及び当該代理人の本人確認書類を提示し、又は提出すること。

2　「代表者の氏名」欄の押印を省略する場合は、代表者本人が署名する場合を除き、代表者の本人確認書類を提示し、又は提出すること。なお、この場合に代表者の代理人がこの報告書を提出する場合は、委任状及び当該代理人の本人確認書類を提示し、又は提出すること。

※この頁は収支が0円であっても提出すること

政治資金監査報告書

令和８年３月26日

立憲民主党 鳥取県 第１区 総支部
代表者　　興治 英夫　殿

登録政治資金監査人　木戸昌明
登 録 番 号　　第　３５４９　号
研修終了年月日　平成22年４月19日

1　監査の概要

(1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党 鳥取県 第１区 総支部の令和７年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、預金通帳、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3)私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、預金通帳、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)この政治資金監査は、立憲民主党 鳥取県 第１区 総支部の主たる事務所(鳥取県鳥取市賀露町128番地2)において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、預金通帳、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、預金通帳、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

立憲民主党 鳥取県 第１区 総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以　上